

葛飾ビラ配布弾圧事件の不当判決に強く抗議する声明

東京高等裁判所第6刑事部（池田修裁判長，稗田雅洋裁判官，吉井隆平裁判官）は、本日、荒川庸生氏に対する住居侵入被告事件につき、第一審の無罪判決を破棄し、荒川氏に罰金5万円を科する不当判決を言い渡した。

本件は、2004年12月、東京都葛飾区内の民間分譲マンションの各戸ドアポストに、日本共産党東京都議団及び葛飾区議団が発行した議会報告等を投函する目的でマンション内に立ち入った荒川氏の行為が住居侵入罪に該当するとして、見せしめ的家宅捜索と20日間にわたる身体拘束の末に公判請求された事件である。

2006年8月28日、東京地方裁判所刑事第12部は、ビラ配布目的による集合住宅共用部分への立入行為を刑事処罰の対象とすることについての社会通念は未だ確立しているとはいえないとして無罪判決を言い渡した。同判決は、本件マンションがオートロック式でなく管理人も非常駐であり、集合ポストにもドアポストにも様々な商業ビラが投函され、葛飾区の公報誌も配達人により投函されていること、新聞はドアポストまで配達されていること等の事実関係を正当に評価し、本件マンションを含む集合住宅においてポストイングが日常的に行われている実態を率直に捉えた極めて常識的な判決であった。

控訴審において検察官は、本件マンションを設計した建築士に対する証人尋問のみを唯一の証拠として原判決の破棄を求めたものの、検察官が主張した控訴理由が立証されることは全く無かった。本件における検察官控訴は、ただ訴訟を継続して荒川氏の行為を犯罪として問い続け、そのことにより憲法21条1項が保障する言論・表現の自由を抑圧することを目的としたものであったことが明らかであった。

しかるに、本日の判決は、憲法21条1項が保障する表現の自由は、民主的過程の維持等のために必要欠くべからざる基本的人権であり、最大限尊重されることが憲法上要請されていることを一応認めながらも、「公共の福祉」を建前として、警察・検察による言論弾圧を追認し、原判決が認定判断した事実も社会常識も無視し、控訴審における審理過程をも無視して、言論表現の自由の侵害を認める不当なものであった。

自由法曹団は、本日为された不当判決を決して許さず、同じく言論弾圧事件である国公法弾圧堀越事件及び世田谷国公法弾圧事件の闘いをも含め、言論弾圧に対する闘いを継続する決意を表明する。

2007年12月11日

自由法曹団 団長 松井繁明